豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊川市スポーツ振興基金条例（平成２４年豊川市条例第１８号）第１条に規定する目的を達成するため、予算の範囲内において実施するスポーツ振興基金事業（以下「基金事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（基金事業）

第２条　基金事業は、次のとおりとする。

(1)　中学校運動部活動大会出場奨励金支給事業

(2)　全国大会等出場激励金支給事業

(3)　スポーツイベント開催助成金支給事業

第２章　中学校運動部活動大会出場奨励金支給事業

（支給対象者）

第３条　中学校運動部活動大会出場奨励金の支給対象者は、豊川市内の中学校に在籍する生徒であって、その在籍する学校の運動部の部活動において次に掲げるスポーツの大会へ出場する者（補欠の登録枠がある場合は補欠を含む。以下「選手」という。）とする。

(1)　公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催する東三河大会以上の大会（当該大会に通じる予選会を含む）

(2)　愛知県中学校総合体育大会の東三河大会以上の大会

２　選手が出場する大会が全国規模のものであるときは、大会１つにつき１名まで、選手が在籍する学校の教員又は指導者であって、選手を引率する者（以下「引率者」という。）も選手に加えて奨励金の支給対象者とする。

（適用除外）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない。

(1)　予選会若しくは選考会又は団体推薦を受けずに、出場意思のみで参加できる大会

(2)　単に交流、親善等を目的とする大会

（奨励金の額）

第５条　中学校運動部活動大会出場奨励金の額は、選手が在籍する学校から大会の開催地までの旅費に相当する額とし、旅費の計算方法は、豊川市職員旅費条例（昭和４３年豊川市条例第４号）の例による。

（支給の申請）

第６条　中学校運動部活動大会出場奨励金の支給を受けようとする選手の保護者及び引率者（以下「保護者等」という。）は、選手が出場する当該大会の開催日の７

日前までに、中学校運動部活動大会出場奨励金支給申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　保護者等は、選手の在籍する学校に前項の規定による申請の権限を委任することができる。

（支給の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、中学校運動部活動大会出場奨励金支給決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第８条　前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「奨励金受給決定者」という。）は、速やかに中学校運動部活動大会出場奨励金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　保護者等は、選手の在籍する学校に奨励金の受領の権限を委任することができる。

３　前項の規定による委任を受けて奨励金を代理受領した学校は、当該奨励金を保護者等に引き渡さなければならない。

（支給の取消し及び返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消し、奨励金を返還させることができる。

(1)　支給対象者が当該大会に出場しなかったとき。

(2)　奨励金受給決定者が虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の支給の決定又は支給を受けたと認めるとき。

(3)　その他市長が不適当と認めるとき。

第３章　全国大会等激励金支給事業

（支給対象者）

第１０条　全国大会等出場激励金の支給対象者は、豊川市内の事業所、学校（中学校を除く。）又は豊川市内に本拠地を有するスポーツ団体であって、所属する選手が次に掲げるスポーツの大会へ出場するもの（補欠の登録枠がある場合は補欠を含む。）又はそのスポーツ活動が特に顕著であると市長が認めるものとする。

(1)　オリンピック・パラリンピック競技大会

(2)　アジア・アジアパラ競技大会

(3)　公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する世界選手権大会

(4)　ユニバーシアード世界大会

(5)　国民スポーツ大会

(6)　全国高等学校総合体育大会

(7)　公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する全国大会

(8)　全国青年体育大会
(9)　その他特に市長が認める全国大会以上の規模の大会
２　前項の規定にかかわらず、豊川市内に住所を有する個人であって、前項各号に掲げるスポーツの大会へ出場する者は、激励金の支給対象者とする。
（適用除外）
第１１条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。
(1)　予選又は選考会を経ずに出場する者。ただし、国、ＪＯＣ加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する国際大会に出場する者については、この限りではない。
(2)　単に交流、親善等が目的の全国競技大会等に出場する者
(3)　その種目又は分野を生業とする者
（激励金の額）
第１２条　全国大会等出場激励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　第１０条第１項第１号の大会へ出場する場合　１名につき５万円
(2)　第１０条第１項第２号から第４号までの大会へ出場する場合　１名につき２万円
(3)　第１０条第１項第５号から第９号までの大会へ出場する場合　１名につき５千円（団体にあっては５万円を限度とする。）
（支給の申請）
第１３条　全国大会等出場激励金の支給を受けようとする者（その者が未成年者であるときは、その保護者）は、出場する当該大会の開催日の７日前までに、全国大会等出場激励金支給申請書（様式第４号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（支給の決定）
第１４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、全国大会等出場激励金支給決定通知書（様式第５号）により通知し、申請者に通知するものとする。
（激励金の請求）
第１５条　前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「激励金受給決定者」という。）は、速やかに全国大会等出場激励金請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。
（支給の取消し及び返還）
第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の支給決定の全部又は一部を取り消し、激励金を返還させることができる。
(1)　支給対象者が当該大会に出場しなかったとき。
(2)　激励金受給対象者が虚偽の申請その他不正の手段により激励金の決定又は

支給を受けたとき。

(3)　その他市長が不適当と認めるとき。

第４章　スポーツイベント開催助成金支給事業

（助成の対象）

第１７条　スポーツイベント開催助成金の支給対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、スポーツ大会、スポーツ講習会等多くの市民にスポーツと関わる機会を提供するイベントを開催する事業であって、次の各号に掲げる条件のいずれをも満たすものをいう。

(1)　新規事業又はイベントの最初の開催から３年以内の事業であること。

(2)　豊川市内の体育施設でイベントを開催する事業であること。

(3)　イベントへの参加者がおおむね１００人以上であること。

(4)　豊川市スポーツ協会のスポーツフェスティバルにおいて行われる事業でないこと。

２　スポーツイベント開催助成金の支給対象となる者は、助成対象事業を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　豊川市スポーツ協会又はその加盟団体

(2)　豊川市内に事務所を有し、主たる活動を豊川市内で実施する団体であって、次のアからウまでのいずれにも該当する団体

ア　スポーツの振興に寄与すると市長が認めた団体

イ　構成員の全てが豊川市内に在住し、又は在勤する者で構成されている団体

ウ　構成員が１０人以上の団体

（助成金の額）

第１８条　スポーツイベント開催助成金の額は、助成対象事業に要する賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の合計額の２分の１に相当する額（その額が３万円に満たないときは、０円とする。）とする。ただし、１０万円を限度とする。

（支給の申請）

第１９条　スポーツイベント開催助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業の実施前３０日までに、スポーツイベント開催助成金支給申請書（様式第７号）に収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、１年度に１事業につき１回に限り行うことができる。

（支給の決定）

第２０条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の支給を決定し、スポーツイベント開催助成金支給決定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことが

できる。

（助成対象事業の内容の変更）

第２１条　前条第１項の規定による支給の決定を受けた者（以下「助成金受給決定者」という。）は、助成対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかにスポーツイベント開催助成金事業変更申請書（様式第９号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第２２条　助成金受給決定者は、助成金の交付の申請を取下げようとするときは、第２０条第１項の規定による通知を受け取った日から事業の実施日までに、スポーツイベント開催助成金申請取下書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第２３条　助成金受給決定者は、助成対象事業が完了したときは、助成対象事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日までのどちらか早い日までに、スポーツイベント開催助成金実績報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　スポーツイベント開催助成金事業報告書

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第２４条　市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、スポーツイベント開催助成金確定通知書（様式第１２号）により助成金受給決定者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第２５条　助成金は、助成対象事業の完了後に支給する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部または一部を概算払により支給することができる。

２　助成金受給決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、市が指定する日までに、スポーツイベント開催助成金請求書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求に基づき助成金を支給するものとする。

（概算払の精算）

第２６条　前条第１項ただし書の規定により助成金の全部又は一部を概算払により支給したときは、市長は、助成金の額が確定した後速やかに助成金の概算払の精算に必要な手続をとらなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第２７条　市長は、助成金受給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

(1)　虚偽の申請その他不正の手段により助成金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(2)　助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
(3)　支給の決定の内容及び支給に付した条件に違反したとき。
(4)　この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により助成金の支給を取り消したときは、スポーツイベント開催助成金支給決定取消通知書（様式第１４号）により助成金受給決定者に通知するものとする。

第５章　雑則

第２４条　この要綱に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、改正後の豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱は、同日以後に行う基金事業に係るものについて適用する。

様式第１号（第６条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金支給申請書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　学校名
校長名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿大会に出場するため、豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　開　催　日　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２　開催地(会場)　　都道府県　　市町村　会場：

３　支給申請額　　金　　円

４　添付書類　　⑴　出場者名簿　　別紙のとおり
　　⑵　予選結果　　別紙のとおり
　　⑶　出場大会要項等　別紙のとおり

※本件連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙

出　場　者　名　簿

No.	ふりがな 氏　　名	学年	性別	個人・団体の別	出場種目	備考
1		年生	男・女	個人・団体		
2		年生	男・女	個人・団体		
3		年生	男・女	個人・団体		
4		年生	男・女	個人・団体		
5		年生	男・女	個人・団体		
6		年生	男・女	個人・団体		
7		年生	男・女	個人・団体		
8		年生	男・女	個人・団体		
9		年生	男・女	個人・団体		
10		年生	男・女	個人・団体		
11		年生	男・女	個人・団体		
12		年生	男・女	個人・団体		
13		年生	男・女	個人・団体		
14		年生	男・女	個人・団体		
15		年生	男・女	個人・団体		

［記載にあたっての注意事項］

⑴ 大会要項により出場できる選手について記載してください。

⑵ 引率者については、大会が全国規模の場合のみ１名まで奨励金を支給します（備考欄に「引率者」と記載すること）。なお、競技種目が男女別で、それぞれに引率者がいる場合は、それぞれについて奨励金の支給対象とします。

⑶ 個人とは、シングル競技のほか、ソフトテニス、卓球等のダブルス競技の場合も含みます（団体戦は除く）。

団体とは、野球、バレーボール、サッカー等の団体競技のほか、個人競技で団体戦として出場する場合（剣道、卓球等）も含みます。

同一大会で個人、団体両方に出場する場合は、個人・団体両方を〇で囲んでください。

様式第２号（第７条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金支給決定通知書

年　　月　　日

様

豊川市長

　　年　　月　　日付けで申請のありました奨励金の支給については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

支給決定額　　金　　円

様式第３号（第８条関係）

中学校運動部活動大会出場奨励金請求書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　学校名
校長名

年　　月　　日付けで支給決定を受けた中学校運動部活動大会出場奨励金について、下記のとおり請求します。

記

請求額　　金　　円

以下の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第４号（第１３条関係）

全国大会等出場激励金支給申請書

年　　月　　日

豊川市長　殿

住所
申請者　氏名

（団体にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿大会に出場するため、豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第１３条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　開　催　日　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

２　開催地（会場）　　都道府県　　市町村　会場：

３　支給申請額　　金　　円

４　添付書類　　⑴　出場者名簿　　別紙のとおり
　　⑵　予選結果　　別紙のとおり
　　⑶　出場大会要項等　別紙のとおり

※本件連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙

出　場　者　名　簿

No.	ふりがな 氏　　名	年齢	※学年	性別	個人・団体の別	出場種目
1		歳	年生	男・女	個人・団体	
2		歳	年生	男・女	個人・団体	
3		歳	年生	男・女	個人・団体	
4		歳	年生	男・女	個人・団体	
5		歳	年生	男・女	個人・団体	
6		歳	年生	男・女	個人・団体	
7		歳	年生	男・女	個人・団体	
8		歳	年生	男・女	個人・団体	
9		歳	年生	男・女	個人・団体	
10		歳	年生	男・女	個人・団体	
11		歳	年生	男・女	個人・団体	
12		歳	年生	男・女	個人・団体	
13		歳	年生	男・女	個人・団体	
14		歳	年生	男・女	個人・団体	
15		歳	年生	男・女	個人・団体	

[記載にあたっての注意事項]

(1) 大会要項により出場できる選手について記載してください。（選手・監督が10名を超える場合も全員記載のこと）

(2) 個人とは、シングル競技のほか、ソフトテニス、卓球等のダブルス競技の場合も含みます（団体戦は除く）。

団体とは、野球、バレーボール、サッカー等の団体競技のほか、個人競技で団体戦として出場する場合（剣道、卓球等）も含みます。

同一大会で個人、団体両方に出場する場合は、個人・団体両方を〇で囲んでください。

(3) ※学年の欄は、出場する選手が小学生、中学生、高校生又は大学生のみ記入してください。

様式第５号（第１４条関係）

全国大会等出場激励金支給決定通知書

年　　月　　日

様

豊川市長

　　年　　月　　日付けで申請のありました激励金の支給については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

支給決定額　　金　　円

様式第６号（第１５条関係）

全国大会等出場激励金請求書

年　　月　　日

豊川市長　殿

住所
申請者　氏名

（団体にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）

年　　月　　日付けで支給決定を受けた全国大会等出場激励金について、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　金　　円

２　支給方法

☐ 現金払

☐ 口座振込

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第７号（第１９条関係）

スポーツイベント開催助成金支給申請書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　団体名
代表者

下記のとおり事業を実施するため、豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第１９条の規定により、申請します。

記

１　事業の名称

２　助成事業の目的及び内容

３　事業実施期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４　支給申請額　　金　　円

５　添付書類　　事業計画書及び収支予算書　　別紙のとおり

※本件連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿

様式第８号（第２０条関係）

スポーツイベント開催助成金支給決定通知書

年　　月　　日

様

豊川市長

　　年　　月　　日付けで申請のありました助成金の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定額　　金　　円

様式第９号（第２１条関係）

スポーツイベント開催助成金事業変更申請書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　団体名
代表者

年　　月　　日付けで支給決定通知を受けましたが、下記のとおり変更するため、豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第２１条の規定により、申請します。

記

事業の名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

※本件連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１０号（第２２条関係）

スポーツイベント開催助成金申請取下書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　団体名
代表者

　　年　　月　　日付けで支給決定通知を受けましたが、下記のとおり取り下げします。

記

事業の名称

取り下げの理由

※本件連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１１号（第２３条関係）

スポーツイベント開催助成金実績報告書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　団体名
代表者

豊川市スポーツ振興基金事業実施要綱第２３条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業の名称

２　助成事業の内容及び成果

３　支給決定額　　金　　円

４　精算額　　金　　円

５　事業実施期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

６　添付書類　　事業報告書及び収支決算書　　別紙のとおり

※本件連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１２号（第２４条関係）

スポーツイベント開催助成金確定通知書

年　　月　　日

様

豊川市長

　　年　　月　　日付けで実績報告のあったスポーツイベント開催助成金については、下記のとおり助成金の額を確定します。

記

助成金確定額　　金　　円

様式第１３号（第２５条関係）

スポーツイベント開催助成金請求書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　団体名
代表者

年　　月　　日付けで確定通知を受けたスポーツイベント開催助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求額　　金　　円

以下の口座へ振り込んでください。

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第１４号（第２７条関係）

スポーツイベント開催助成金支給決定取消通知書

年　　月　　日

豊川市長　殿

所在地
申請者　団体名
代表者

年　　月　　日付けで支給（決定）したスポーツイベント開催助成金について、下記のとおり支給決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

１　事業の名称

２　助成金支給（決定）額　　金　　円

３　取消の理由